

伊万里市条例第 17 号

伊万里市景観条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、本市の良好な景観の形成を促進するため、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の施行その他景観の形成に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観計画 法第 8 条第 1 項の規定により市が定める計画をいう。
- (2) 建築物 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。
- (3) 工作物 建築物以外のもので規則に定めるものをいう。

2 前項各号に掲げるもののほか、この条例における用語の意義は、法の例による。

(届出対象行為)

第 3 条 法第 16 条第 1 項第 4 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾及び形質の変更
- (2) 木竹の植栽又は伐採
- (3) 屋外における物件の堆積
- (4) 特定照明（夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物又は工作物の外観について行う照明をいう。）の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩などの照明方法の変更
- (5) 屋外における自動販売機の設置又は外観の変更

(地区内住民の理解)

第 4 条 法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をしようとする者で、当該届出に係る行為が規則で定める行為に該当する場合は、あらかじめ規則で定める

地区内住民を対象として説明会を開催し、周辺地域の景観との調和について理解を得なければならない。ただし、当該行為が法令及び景観計画に定める良好な景観形成のための行為の制限に関する事項に適合している場合で、正当な理由なく地区内住民の理解が得られないと市長が認めるときは、この限りでない。

(事前協議)

第5条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(届出及び勧告等の適用除外)

第6条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、規則で定める行為とする。

(特定届出対象行為)

第7条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為のうち、同条第7項各号に掲げる行為を除く行為とする。

(完了届)

第8条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(勧告、変更命令等に係る手続)

第9条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとする場合において、必要があると認めるときは、伊万里市景観審議会の意見を聴くことができる。

(公表)

第10条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令を受けた者が正当な理由なくこれに従わなかったときは、その旨、当該勧告又は命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他必要な事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項の規定による公表をしようとする場合において、必要があると認めるときは、伊万里市景観審議会の意見を聴くことができる。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定)

第11条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、伊万里市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、法第27条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第1項若しくは第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の原状回復命令等に係る手続)

第12条 市長は、法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令をしようとする場合において、必要があると認めるときは、伊万里市景観審議会の意見を聴くことができる。

(景観審議会)

第13条 次に掲げる事項を調査審議するため、伊万里市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(1) 景観計画の変更に関する事項

(2) この条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項

(3) その他景観の形成に関し必要な事項

2 審議会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 公募による市民

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第4条及び第5条の規定は、公布の日から施行する。

(伊万里市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

- 2 伊万里市報酬及び費用弁償条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表都市計画審議会委員の項の次に次のように加える。

景観審議会委員 日額 5, 220円